

議案第7号

我孫子市道路占用料条例及び我孫子市使用料条例の一部を改正する条例の制定について

我孫子市道路占用料条例及び我孫子市使用料条例の一部を改正する条例を次のように制定する。

令和5年12月6日提出

我孫子市長 星 野 順一郎

提案理由

道路法施行令の一部改正を踏まえ、道路占用料の額を改定し、あわせて、国から譲与された道路又は河川等の使用料及び準用河川の土地占用料の額を改定するとともに、条文を整備するため提案するものです。

我孫子市道路占用料条例及び我孫子市使用料条例の一部を改正する条例

(我孫子市道路占用料条例の一部改正)

第1条 我孫子市道路占用料条例(昭和50年条例第10号)の一部を次のように改正する。

別表を次のように改める。

別表(第2条関係)

占用物件		単位	占用料
法第32条 第1項第1 号に掲げる 工作物	第1種電柱	1本につき1年	980円
	第2種電柱		1,500円
	第3種電柱		2,000円
	第1種電話柱		870円
	第2種電話柱		1,400円
	第3種電話柱		1,900円
	その他の柱類		87円
	共架電線その他上空に設ける線類		長さ1メートルにつき1年
	地下に設ける電線その他の線類	5円	
	路上に設ける変圧器	1個につき1年	840円
	地下に設ける変圧器	占用面積1平方メートルにつき1年	520円
	変圧塔その他これに類するもの及び公衆電話所	1個につき1年	1,700円
	郵便差出箱及び信書便差出箱		730円
	広告塔	表示面積1平方メートルにつき1年	3,900円
	その他のもの	占用面積1平方メー	1,700円

				トルにつき1年	
法第32条 第1項第2 号に掲げる 物件	外径が0.07メートル未満のもの			長さ1メートルにつき1年	35円
	外径が0.07メートル以上0.1メートル未満のもの				52円
	外径が0.1メートル以上0.15メートル未満のもの				87円
	外径が0.15メートル以上0.2メートル未満のもの				110円
	外径が0.2メートル以上0.3メートル未満のもの				160円
	外径が0.3メートル以上0.4メートル未満のもの				210円
	外径が0.4メートル以上0.7メートル未満のもの				370円
	外径が0.7メートル以上1メートル未満のもの				520円
	外径が1メートル以上のもの				1,000円
	法第32条 第1項第3 号に掲げる 施設	自 動 運 行 補 助 施 設	法第2条第2 項第5号に規 定する自動運 行装置による 検知の対象と して設置する 導線その他の 線類		地下に 設ける もの その他 のもの
道路の構造又は交通の 状況を表示する標示柱			1本につき1年	1,400円	

	その他の柱類			
	その他のもの	上空に設けるもの	占用面積1平方メートルにつき1年	870円
		地下に設けるもの		520円
	その他のもの			1,700円
法第32条第1項第4号に掲げる施設			占用面積1平方メートルにつき1年	1,700円
法第32条第1項第5号に掲げる施設	地下街及び地下室	階数が1のもの		Aに0.004を乗じて得た額
		階数が2のもの		Aに0.006を乗じて得た額
		階数が3以上のもの		Aに0.007を乗じて得た額
	上空に設ける通路			1,900円
	地下に設ける通路			1,200円
	その他のもの			1,700円
法第32条第1項第6号に掲げる施設	祭礼、縁日その他の催しに際し、一時的に設けるもの		占用面積1平方メートルにつき1日	39円
	その他のもの		占用面積1平方メートルにつき1月	390円
政令第7条第1号に掲げる物件	看板（アーチであるものを除く。）	一時的に設けるもの	表示面積1平方メートルにつき1月	390円
		その他のもの	表示面積1平方メートルにつき1年	3,900円
	標識		1本につき1年	970円

	旗ざお	祭礼、縁日 その他の 催しに際 し、一時的 に設ける もの	1本につき1日	39円
		その他の もの	1本につき1月	390円
	幕（政令第7条 第4号に掲げる 工事用施設であ るものを除く。）	祭礼、縁日 その他の 催しに際 し、一時的 に設ける もの	その面積1平方メー トルにつき1日	39円
		その他の もの	その面積1平方メー トルにつき1月	390円
	アーチ	車道を横 断するも の	1基につき1月	3,900円
		その他の もの		1,900円
政令第7条第2号に掲げる工作物		占有面積1平方メー トルにつき1年		1,700円
政令第7条第3号に掲げる施設				Aに0.031を 乗じて得た額
政令第7条第4号に掲げる工事用施設及 び同条第5号に掲げる工事用材料		占有面積1平方メー トルにつき1月		390円
政令第7条第6号に掲げる仮設建築物及 び同条第7号に掲げる施設				170円
政令第7条	トンネルの上又は高架の道	占有面積1平方メー		Aに0.009を

第8号に掲げる施設	路の路面下（当該路面下の地下を除く。）に設けるもの		トルにつき1年	乗じて得た額
	上空に設けるもの			Aに0.017を乗じて得た額
	地下（トンネルの上の地下を除く。）に設けるもの	階数が1のもの		Aに0.004を乗じて得た額
		階数が2のもの		Aに0.006を乗じて得た額
		階数が3以上のもの		Aに0.007を乗じて得た額
その他のもの		Aに0.025を乗じて得た額		
政令第7条第9号に掲げる施設	建築物		Aに0.012を乗じて得た額	
	その他のもの		Aに0.009を乗じて得た額	
政令第7条第10号に掲げる施設及び自動車駐車場	建築物		Aに0.022を乗じて得た額	
	その他のもの		Aに0.009を乗じて得た額	
政令第7条第11号に掲げる応急仮設建築物	トンネルの上又は高架の道路の路面下に設けるもの		Aに0.012を乗じて得た額	
	上空に設けるもの		Aに0.022を乗じて得た額	
	その他のもの		Aに0.031を乗じて得た額	
政令第7条第12号に掲げる器具			Aに0.025を	

		乗じて得た額
政令第7条 第13号に 掲げる施設	トンネルの上又は高速自動車国道若しくは自動車専用道路（高架のものに限る。）の路面下に設けるもの	Aに0.012を乗じて得た額
	上空に設けるもの	Aに0.022を乗じて得た額
	その他のもの	Aに0.031を乗じて得た額
政令第7条第14号に掲げる施設		Aに0.031を乗じて得た額

備考

- 1 第1種電柱とは、電柱（当該電柱に設置される変圧器を含む。以下同じ。）のうち3条以下の電線（当該電柱を設置する者が設置するものに限る。以下この項において同じ。）を支持するものを、第2種電柱とは、電柱のうち4条又は5条の電線を支持するものを、第3種電柱とは、電柱のうち6条以上の電線を支持するものをいうものとする。
- 2 第1種電話柱とは、電話柱（電話その他の通信又は放送の用に供する電線を支持する柱をいい、電柱であるものを除く。以下同じ。）のうち3条以下の電線（当該電話柱を設置する者が設置するものに限る。以下この項において同じ。）を支持するものを、第2種電話柱とは、電話柱のうち4条又は5条の電線を支持するものを、第3種電話柱とは、電話柱のうち6条以上の電線を支持するものをいうものとする。
- 3 共架電線とは、電柱又は電話柱を設置する者以外の者が当該電柱又は電話柱に設置する電線をいうものとする。
- 4 表示面積とは、広告塔又は看板の表示部分の面積をいうものとする。
- 5 Aは、近傍類似の土地（政令第7条第8号に掲げる施設のうち特定連結路附属地に設けるもの及び同条第13号に掲げる施設について近傍に類似の土地が存しない場合には、立地条件、収益性等土地価格

形成上の諸要素が類似した土地)の時価を表すものとする。

- 6 表示面積、占用面積若しくは占用物件の面積若しくは長さが0.01平方メートル若しくは0.01メートル未満であるとき、又はこれらの面積若しくは長さに0.01平方メートル若しくは0.01メートル未満の端数があるときは、その全面積若しくは全長又はその端数の面積若しくは長さを切り捨てて計算するものとする。
- 7 占用料の額が年額で定められている占用物件に係る占用の期間が1年未満であるとき、又はその期間に1年未満の端数があるときは月割をもつて計算し、なお、1月未満の端数があるときは1月として計算し、占用料の額が月額で定められている占用物件に係る占用の期間が1月未満であるとき、又はその期間に1月未満の端数があるときは1月として計算するものとする。
- 8 占用の期間が1月未満のものについての占用料の額は、この表により算定した額に、占用させることにつき課されるべき消費税に相当する額及び当該課されるべき消費税の額を課税標準として課されるべき地方消費税に相当する額の合計額を加えた額(その額に1円未満の端数があるときは、これを切り捨てた額)とする。
- 9 占用料が1件100円未満の場合は、100円とする。

(我孫子市使用料条例の一部改正)

第2条 我孫子市使用料条例(昭和51年条例第5号)の一部を次のように改正する。

改正後	改正前
別表第2(第3条関係) 1の表 略 2 国有財産特別措置法(昭和27年法律第219号)第5条第1項第5号の規定により譲与された道路又は河川等の使用料及び河川法(昭和39年法律第167号)第100条第1項	別表第2(第3条関係) 1の表 略 2 国有財産特別措置法(昭和27年法律第219号)第5条第1項第5号の規定により譲与された道路又は河川等の使用料及び河川法(昭和39年法律第167号)第100条第1項

に規定する準用河川の土地占用料

区分	単位	金額 (円)
工作物を敷設するために使用するもの及び原形で使用するもの	1平方メートルにつき1年	Aに 0.031 を乗じて 得た 額
我孫子市道路 占用料条例別 表の占用物件 の欄に掲げる もの	略	

備考 略

3の表 略

に規定する準用河川の土地占用料

区分	単位	金額 (円)
工作物を敷設するために使用するもの及び原形で使用するもの	1平方メートルにつき1年	Aに 0.033 を乗じて 得た 額
我孫子市道路 占用料条例別 表の占用物件 の欄に掲げる もの	略	

備考 略

3の表 略

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、令和6年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 第1条の規定による改正後の我孫子市道路占用料条例別表の規定は、この条例の施行の日（次項において「施行日」という。）以後の許可に係る占用料について適用する。
- 3 第2条の規定による改正後の我孫子市使用料条例の規定は、施行日以後の使用に係る使用料及び占用に係る土地占用料から適用する。